

令和8年度（2026年度）1歳児1年保育のご案内

1歳児1年保育は保育所、家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）の利用が保留となっている、令和8年4月1日時点で満1歳のお子さんについて、保育所等の利用が決まるまでの間、最長、利用を開始した年度の3月31日まで、保育することを目的としています。通常の保育所等と仕組みが異なります。以下の内容をご確認の上お申し込みください。

区では保育を必要とする方に、1歳児1年保育のほかに様々な取組や制度をご案内しています。詳しくは最終ページのQRコードからホームページをご参照ください。

1歳児1年保育実施概要

1 対象（利用申込みができる方）

令和6年4月2日～令和7年4月1日生
2024年4月2日～2025年4月1日生

利用開始日において、つぎの要件を全て満たす方

- 練馬区内に住所を有し、集団保育が可能な令和8年4月1日において満1歳の児童
- 保育園等の利用の申込みが有効であり、かつ、利用が保留となっていること
- 認証保育所等を利用していないこと

【以下の方は対象外です】

※保育園等に在園中で転園申請している方

※保育園等の利用申込みにおいて「育児休業延長許容の申出書」を提出し、利用が保留となっている方

2 利用可能期間

令和8年4月1日から最長令和9年3月31日まで（月単位の利用）

※翌年度の継続利用は認められません。

※保育園等への入園が決まった場合には、保育園等の入園月の前月末日まで利用できます。

3 実施施設、実施時間および定員等

実施日（全施設共通）月曜～金曜（土日、祝休日、年末年始を除く）。の11時間以内

※保育時間は、決定した利用区分に定める利用時間の範囲内となります。

※延長保育はありません。

地区	施設名	住所	実施時間	定員
練馬	にじいろ保育園中村一丁目	中村1-15-29	7:30-18:30	5名
	さくらさくみらい 練馬	豊玉北4-33-17	7:00-18:00	3名
光が丘	区立光が丘第二保育園	光が丘1-6-3-101	7:30-18:30	15名
	区立光が丘第十一保育園	光が丘2-4-11-101		15名
	あかねの森保育園	光が丘6-1-1-101	7:00-18:00	1名

地区	施設名	住所	実施時間	定員
光が丘	アンジェリカ田柄保育園	田柄 1-6-3	7:30-18:30	5名
	にじいろ保育園平和台	平和台 1-31-9		3名
石神井	区立上石神井保育園	上石神井 4-21-3		15名
	区立富士見台こぶし保育園	富士見台 3-10-1		15名
	区立谷原保育園	谷原 5-16-41		10名
大泉	区立東大泉第三保育園	東大泉 2-42-5		3名

※内定後の園の変更、1歳児1年保育実施園同士での転園は出来ません。

4 利用区分

利用区分	利用時間（1日当たり）
短時間利用	8時間以内の利用
標準時間利用	8時間を超え11時間以内の利用

※利用区分はそれぞれの家庭の就労実態等に応じて、保護者と保育園が相談の上、保育園が決定します。

5 利用料

すべての児童の利用料が無料です。ただし、私立保育園では園帽等の実費が生じる場合があります。その際は、施設からお知らせします。

6 給食の提供、食物アレルギーへの対応

(1) 区立保育園

*食物アレルギーの対応が必要な方は、面接時に園長にお申し出ください。
所定の用紙による申請が必要です。

(2) 私立保育園

*食物アレルギー、宗教食の対応は施設により異なります。各施設にご相談ください。

7 その他

病気等により、配慮を要する児童の保育はできかねます。

必用書類、申込方法、日程など

1 必要書類、申込方法など

- (1) 1歳児1年保育利用申込書に必要事項を記入のうえ、保育支援係までご提出ください。
(オンライン申請、郵送可。締切日必着)。※総合福祉事務所ではお受けできません。
- (2) 申込みにあたっては、保育園等の利用申込み(教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書の提出)を行うことが必要です。
☞ 保育園等の利用申込みをしていない方はご利用できません。
- (3) 1歳児1年保育利用申込書の有効期限は、12月利用開始分までとなります。
- (4) 既に提出した1歳児1年保育利用申込書の希望施設を変更したい場合は、下記の申込締切日までに、1歳児1年保育利用申込内容変更届を保育支援係までご提出ください。

2 各月の申込締切日など

各月の申込締切日等は下記のとおりです。

5月～12月は、4月利用分で定員に達しない場合やその後空きが生じた場合に選考します。
定員の空き状況は、毎月3日に区ホームページで更新します。

利用希望月	申込締切日 (受付時間 17時 15分まで)	内定予定日
令和8年4月	令和8年3月2日(月) ※保育園等2次申込み締切日は2月20日(金)	令和8年3月12日頃 通知発送
令和8年4月追加	令和8年3月17日(火) 17時 15分必着	令和8年3月23日頃 可否に関わらず電話連絡
令和8年5～12月	各月の保育園等申込締切日と同日(※)	利用希望月の前月24日頃 可否に関わらず電話連絡
令和9年1～3月	お申込できません。	—————

(※)「令和8年度(2026年度)保育利用のご案内」P.10をご覧ください。

利用者の選考・内定、利用開始まで

1 利用者の選考・内定

- (1)「練馬区保育実施基準表」に従って保育指数と調整指数を合算した指数等に準じて選考します。
(定員に空きがない場合には、選考は行いません。)
- (2) 選考の結果、利用が内定した方に対し、保育課から通知します。

2 面接・健康診断、利用開始後の慣れ保育

- (1) 内定した施設で、指定する日時に面接・健康診断を行います。なお、利用開始月の初日までに面接・健康診断を受けない場合は、内定取消しとなります。
- (2) 面接・健康診断において、集団生活が困難と判断された場合には、利用できません。
- (3) 利用開始日から数日は慣れ保育を行うため、短い保育時間をお願いすることがあります。

利用上の注意

1 利用区分の変更

短時間利用、標準時間利用を変更する場合は、変更する日の属する月の前月 20 日までに、お申し出ください。原則として、期限経過後の利用区分変更はできません。

2 利用の辞退・中止

- (1) 利用開始前に利用を辞退する場合は、速やかにお申し出ください。
- (2) 利用を中止する場合は、中止しようとする月の前月 20 日までに申し出ください。

3 利用の解除

申し込まれている全ての方へ

- (1) 退職した場合等、保育の必要性を認定できない事由が生じた場合は、利用決定を取り消し、または解除します。
- (2) 引っ越し等で練馬区から転出した場合、翌日よりご利用できなくなります。
- (3) 運営上支障があると判断された場合は、利用を解除することがあります。

下記項目に該当する方へ

【育児休業中で申込みされた方】

利用開始月末日までに復職しなかった場合や、元の勤務先に復職せず転職・退職した場合等は、利用を解除します。

【求職活動を理由に申込みされた方】

就労証明書を利用開始月から 3 か月後の月までに提出できない場合は利用を解除します。

【就労内定で申込みされた方】

就労開始証明書を就労開始した日から 14 日以内に提出できない場合は利用を解除します。

☎お申込み・お問い合わせ（総合福祉事務所では受け付けておりません。ご注意ください。）

練馬区 保育課 保育支援係 電話 03-5984-1491（直通）

受付時間 8時30分～17時15分（土日・祝休日・年末年始を除く。）

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-1 2-1（練馬区役所本庁舎 10 階）

☞空き状況の確認や申請書ダウンロード



☞オンライン申請



「保育を必要とする方への様々な取組や制度」



（認証保育所）



（認可外保育施設）



（一時預かり）



（乳幼児一時預かり）



（短期特例）



（練馬こども園）